

# 令和5年度（追加分）柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金 交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、昨今の急激な原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を緩和するため、市内中小企業者が行う省エネルギー設備の導入に対し、令和5年度（追加分）柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号若しくは第5号に規定する者又は同項第3号の規定に基づく水産業協同組合若しくは森林組合、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく農業法人、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づく農事組合法人、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定に基づく漁業を主たる事業とする者及び日本標準産業分類（平成25年10月総務省告示第405号）に規定する林業を主たる事業とする者をいう。

(2) 小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、中小企業者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、令和5年6月15日施行「柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金交付要綱」第7条の交付決定を受けた事業者は、補助対象者から除く。

(1) 市内に事業所を有する法人（所轄税務署（以下「税務署」という。）の長に法人設立届出書を提出していること。）又は個人（税務署の長に個人事業の開業届出書（以下「開業届出書」という。）

を提出していること。)

(2) 市税を滞納していない者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が市内の事業所で行うものであって、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

(1) LED照明への入替え工事（電球等の交換のみを行うものを除く。以下同じ。）

(2) エネルギー使用量の削減に資する空調設備への入替え工事

(交付基準)

第5条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その基準は別表のとおりとする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、令和5年度（追加分）柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請書の提出期限は、令和7年2月28日までとする。

2 前項の規定による申請は、誓約書（別記第2号様式）及び関係書類を添えて行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付する場合は、令和5年度（追加分）柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、必要な条件を付して申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しない場合は、令和5年度（追加分）柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の計画を変更するときは、令

和 5 年度（追加分）柏崎市 L E D 等省エネ設備導入促進支援補助金変更承認申請書（別記第 5 号様式）を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の経費の配分変更（20 パーセント以内の減額）及び省エネ設備機器本体以外の変更（省エネ性能が担保されているもの）は、軽微な変更とみなし、令和 5 年度（追加分）柏崎市 L E D 等省エネ設備導入促進支援補助金変更承認申請書の提出は必要としないものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の変更を承認する場合にあっては令和 5 年度（追加分）柏崎市 L E D 等省エネ設備導入促進支援補助金変更承認決定通知書（別記第 6 号様式）により、変更を承認しない場合にあっては令和 5 年度（追加分）柏崎市 L E D 等省エネ設備導入促進支援補助金変更不承認決定通知書（別記第 7 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

- 第 9 条 補助事業者は、令和 7 年 2 月 2 8 日までに補助事業を完了するものとし、令和 5 年度（追加分）柏崎市 L E D 等省エネ設備導入促進支援補助金実績報告書（別記第 8 号様式）に関係書類を添えて、令和 7 年 2 月 2 8 日までに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第 1 0 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、内容を審査の上、当該報告の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助事業に要した額に応じて交付すべき補助金の額を確定し、令和 5 年度（追加分）柏崎市 L E D 等省エネ設備導入促進支援補助金確定通知書（別記第 9 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付の時期）

- 第 1 1 条 この補助金の交付は、第 1 0 条の規定による通知をした日から起算して 1 5 日以内の日とする。

（補助金の交付決定の取消し）

- 第 1 2 条 市長は、申請に虚偽その他不正があったことが判明したときは、第 7 条第 2 項の規定による交付決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金の支払を完了しているときは、補助事業者に対し令和5年度（追加分）柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金交付決定取消し及び返還通知書（別記第10号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

補助対象事業	LED照明への入替え工事	エネルギー使用量の削減に資する空調設備への入替え工事
補助対象経費	設計費、設備費（購入、製造又は据付け）、既存設備の撤去（廃棄処分に係る経費を除く。）、工事費とし、経費の合計が20万円以上であること。ただし、小規模事業者は、補助対象経費の下限を問わない。	設計費、設備費（購入、製造又は据付け）、既存設備の撤去（廃棄処分に係る経費を除く。）、工事費とし、経費の合計が20万円以上であること。ただし、小規模事業者は、補助対象経費の下限を問わない。
補助対象外経費	消費税及び地方消費税	
補助率	補助対象経費の3分の2以内	補助対象経費の2分の1以内
補助限度	製造業 200万円	製造業 100万円

額	製造業以外 100万円	製造業以外 50万円
補助金の額の加算	<p>次に掲げる要件を満たすごとに、補助金の額に10分の1を乗じて得た額をそれぞれ加算する。この場合において、補助金の額が補助限度額を上回ったときは、当該補助限度額を超えて交付する。</p> <p>(1) 柏崎市ECO2プロジェクトに登録していること又は本補助金の申請と同時に登録すること。</p> <p>(2) 市内に本社又は本店を有する事業者により工事を依頼すること。</p>	

備考

補助対象経費は、事業の遂行に直接必要なものと明確に特定できる経費であること。